

就学援助費制度について

教育委員会では、経済的な理由により、お子さんの小・中学校でかかる経費（学用品費）の負担が困難なご家庭や特別支援学級に在籍しているお子さんの保護者に対し、援助を行っております。

つきましては、次のとおり対象となる項目に該当し、援助を必要とする場合は、別添申請書に必要事項を記入の上、振込口座の通帳（モバイルバンキングの場合はキャッシュカード）のコピーとあわせて、4月15日（月）までに、お子さんが入学された学校に提出してください。

1 援助を受けられる保護者とは…

- 生活保護の停止、または廃止を受けた方
- 町民税・道民税が非課税の方、または減免を受けている方
- 固定資産税・個人事業税の減免を受けている方
- 国民年金保険料の免除を受けている方
- 国民健康保険税の減免を受けている方
- 児童扶養手当の支給を受けている方（※児童手当とは異なります）
- 収入金額が少なく、生活状態が困窮していると認められる方 等

また、上記項目にはそれぞれ証明書類の添付が必要となりますので、別紙1をご確認の上、提出してください。（ただし、町がその事実を公簿等により確認できる場合は、証明書類の添付を省略することができます。）

2 どんな援助を受けられるのか…

費 目	対 象 学 年
学 用 品 費	全学年
通 学 用 品 費	小学校2～6年、中学校2・3年
校 外 活 動 費	全学年
修 学 旅 行 費	修学旅行を実施する学年
体 育 実 技 用 具 費	小学校1・4年、中学校1年 (スキー又はスケート・柔道着代として 実施校のみ)
新 入 学 学 用 品 費	小学校1年、中学校1年 ※入学前に受給されている場合は対象になりません。
ク ラ ブ 活 動 費	全学年(部活のみ)
児 童 生 徒 会 費	全学年
P T A 会 費	全学年
卒 業 ア ル バ ム 代 等	小学校6年、中学校3年
オ ン ラ イ ン 学 習 通 信 費	全学年
医 療 費	全学年 (学校保健安全法に基づく疾病「学校病」のみ)

※所得状況等によって、援助費を支給できない場合もございます。所得等につきましては別紙2をご覧ください。

※**特別支援学級に在籍するお子さんの保護者の方**につきましては、「**特別支援教育就学奨励費**」として、**所得に関わらず就学援助費の約1/2を支給することができる制度**があります。特別支援教育就学奨励費について、クラブ活動費・児童生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等以外の費目が援助の対象で、申請は就学援助費制度と同様の手続きとなります。

※上記の費目の受給方法については下記のとおりになります。

【保護者の口座に振込】 学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学学用品費、オンライン学習通信費、医療費

【学校に振込(学校で徴収するもの)】 クラブ活動費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、修学旅行費

弟子屈町教育委員会